

第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

(1) ごみの減量に向けた取り組み

ごみの減量に向けた最も有効な取り組みは、ごみの発生を抑制していくことです。そのために、ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

また、ごみを減らす努力をした方が報われるような施策を展開する必要もあります。

(2) ごみの分別の徹底と資源化

統計から見た清掃とリサイクルの推移(第1項)にあるように、可燃ごみ、不燃ごみの中には分別すれば資源となるものが、平成23年度では、それぞれ20.1%、18.5%含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を図っていくことが、ごみを減らすためにも必要です。平成22年度に水銀を含む廃棄物が清掃工場に搬入され、炉の運転を停止する事態がありました。ごみの分別徹底は、清掃工場の安定稼動にもつながります。

現在の資源回収システムについては、事業者処理責任を明確にし、自主回収を促進していくとともに、地域住民が積極的に集団回収に参加できるようにしていく必要があります。その上で区の資源回収については、より効率的で、区民の皆様が出しやすいシステムを検討していく必要があります。

(3) 環境負荷の低減

23区では、平成20年度にプラスチック類を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を実施しました。当区では、容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収し資源化したことにより、焼却することに比べて、温室効果ガスの排出量を抑制したと推測しています。また、その他のプラスチックやゴム・皮革類を可燃ごみとしたことにより、最終処分量は減少しています。ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることも必要です。

(4) 家庭ごみの有料化

国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年環境省告示第34号)」を平成17年5月に改正し、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化の推進を図るべきなどのことを盛り込みました。さらに、平成22年12月の改正においては、循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組むことが必要としています。

また、平成19年6月、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、ごみの有料化について市町村が円滑に実施できるように示しています。

これらの方針等を踏まえ、区では平成22年7月、ごみの発生抑制や排出抑制の観点も含め経費負担のあり方など様々な角度から検討するため、第6期の循環型社会推進会議に「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について」を諮問しました。同会議では、主に家庭ごみの有料化について審議し、ごみ減量効果が大きく減量努力を経済的

利益（排出者の負担の軽減）として享受することができ、区民の間（減量に努力する者とそうでない者との間）の費用負担の公平化にもつながる有効な施策の一つであり、導入すべき時期に来ているとの答申を平成24年6月に行いました。

この答申を踏まえ、今後、区として家庭ごみの有料化を検討することになります。その際には、区民の理解・協力を得られるように説明会を開催することや、23区での一斉実施に向けた検討を他の22区に提案するなど、他区との調整を図ることも必要になります。

なお、ごみの有料化については、ごみの発生抑制と区民負担の二面があることから循環型社会推進会議においても賛否両論の意見があり、区としては今後十分に検討する必要があります。